

石川県公報

令和6年12月10日

第13765号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		選挙管理委員会	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	3
○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	1	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	4
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	4

告示

石川県告示第425号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和6年12月10日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1761391547	医療法人社団リロ	訪問看護リハビリステーションOHANA 野々市 野々市市市中央25街区3号地	令和6年 12月1日	訪問看護

石川県告示第426号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月10日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1761391547	医療法人社団リロ	訪問看護リハビリステーションOHANA 野々市 野々市市市中央25街区3号地	令和6年 12月1日	介護予防訪問看護

公告

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和6年12月10日

石川県知事 馳 浩

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度金沢競馬販売促進事業業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における令和7年度の集客及び売得額の一層の向上を図るための効果的かつ効率的な広告、イベント及びファンサービスの実施並びにこれらに附帯する業務に係る企画提案

(3) 契約期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告、イベント及びファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。

なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿に登録されている者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 基本方針及び目標の妥当性

イ 運営組織及び執行体制のあり方

ウ 広告の効果的な実施

エ イベント及びファンサービスの効果的な実施

オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施

カ ウからオまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画広報係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

令和6年12月10日(火)から同月23日(月)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝

日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を除く。)

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出先

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

令和7年1月15日(水)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、令和7年2月上旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、令和6年12月23日(月)午後5時まで受け付けるものとする。

なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とするほか、提出書類は、返却しないものとする。

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、志賀町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月10日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦覧場所
志賀都市計画下水道 (志賀町公共下水道(中央処理区))	石川県土木部都市計画課及び志賀町まち整備課上下水道室

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和6年12月10日

石川県選挙管理委員会

18,512人

石川県選挙管理委員会告示第103号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の

場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和6年12月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215,697人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 104 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和6年12月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	124,166人
七 尾 市 選 挙 区	13,597人
小 松 市 選 挙 区	29,014人
輪 島 市 選 挙 区	6,486人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	10,029人
加 賀 市 選 挙 区	17,610人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,234人
か ほ く 市 選 挙 区	9,947人
白 山 市 選 挙 区	30,954人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,066人
野 々 市 市 選 挙 区	14,818人
河 北 郡 選 挙 区	17,576人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,288人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,744人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 105 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和6年12月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215,697人